

学校ネットワーク等の管理・運用に関する規程

石巻市立釜小学校

1 運用の目的

- 第1条 釜小学校ホームページは、釜小学校の教育活動を公開し、児童や保護者、あるいは地域や一般社会との関係を円滑にし、教育活動に対する理解を得る。
- 2 釜小学校ホームページ並びに学校ネットワークの管理・運用に当たっては「宮城県個人情報保護条例」及び「石巻市立学校ホームページの開設に関するガイドライン」を遵守する。

2 運用・管理

- 第2条 教育活動として、インターネットを使用した情報発信にかかわっての責任は、学校長にあるものとする。
- 2 情報発信については不特定多数への発信・公開、特定の相手（児童・保護者）への発信・公開、学校内のみでの発信・公開の3つを想定し、情報の内容によって対象を決定する。
 - 3 情報の公開に当たっては、校長が公開内容を検討し、判定する。
 - 4 公開の承認を得た場合、申請者・情報教育担当者は速やかに公開作業を行う。

3 情報モラルの遵守・利用の適正管理

- 第3条 校内ネットワークを利用するものは情報モラルに反する行為をしてはならない。
- 2 児童に校内ネットワークおよびコンピュータを利用させる場合には、教職員は情報モラルについて十分な指導を行う。
 - 3 校内ネットワークおよびコンピュータを利用するものは、教育ネットワークの特性を考慮し、教育上有害な情報の取り扱いに十分留意するとともに、コンピュータ等の設定を変更してはならない。
 - 4 校内ネットワークおよびコンピュータの不適切な利用が行われた場合には、情報教育担当者に速やかに報告しなければならない。また、情報教育担当者は詳細を確認の上、校長に報告しなければならない。

4 情報の発信

- 第4条 学校 web ページ等での情報の発信については、開かれた学校づくりの趣旨に鑑み積極的にこれを推進し、教育活動の一端を公開する。
- 2 教育活動からはずれた内容の情報は一切公開または発信しない。
 - 3 発信した情報は、児童または釜小学校が著作権を有するものとする。
 - 4 児童が電子メールや掲示板を利用して情報を発信するに当たっては、教職員の指導の下、ネットエチケットを十分に理解させた上で発信させる。児童のみで送受信させない。

5 個人情報保護の遵守

第5条 情報の発信に当たっては、指導上知り得た秘密の遵守，児童・保護者および教職員等の個人情報の保護などに関して十分に配慮する。

- 2 原則として，児童個人のプライバシーを侵害するものを公開しないものとする。具体的には，実名，住所，電話番号，生年月日，個人が特定できる写真と名前が一体化したものを指す。
- 3 公簿およびそれに準ずる諸表簿，その写し等は一切公開しないものとする。
- 4 やむを得ず第5条の2に当たる情報を公開する場合には，本人と保護者の許諾を得た上で公開するものとする。ただし，ホームページ上での公開に当たっては，公開期間を定めた上で公開し，一定の期間後は削除する。

6 著作権保護の遵守

第6条 児童の作品を公開するに当たっては，児童本人の了解を得るとともに，その必要性を校長が認めたもののみとする。

- 2 児童の作品への改変・加工は，本人の了解がない場合には一切行わないものとする。
- 3 児童並びに職員が発信した情報については，著作権を主張する旨を明記する。また，著作物の二次的利用を一切認めないことを明記する。

(附則)

- 1 本規定は，平成20年9月1日より実施する。また必要に応じて適時改正する。